

## 選挙に行こう

選挙権年齢が満18歳以上になりました！

### 満18歳以上に

平成27年6月の公職選挙法の一部改正により、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられました。これによって、今年6月19日の後に公示される選挙から、すべての日本国民は18歳になると選挙権が与えられ、投票ができるようになります。

### 世界各國の選挙年齢

世界191の国・地域のうち、約9割が選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。

また、選挙権年齢をさらに引き下げる動きが活発化しており、オーストラリアやブラジルでは既に「16歳以上」への引き下げが行われています。このことから今回の引き下げは、世界の流れに沿ったものとも言えます。

問合せ 市選挙管理委員会

内線2351



明るい選挙キャラクター

選挙のめいすいくん

### なぜ選挙権年齢が引き下げられたの？

現在、日本は少子高齢化社会となり人口減少が進んでいます。このことから、日本の未来づくりを担う10代にも積極的に政治に参画してもらい、これまで以上に若者の声を届けて欲しいと期待して、70年ぶりとなる大きな選挙権の改正へとつながりました。

### 投票をしやすいとする制度

#### 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの予定があり、投票できない人が事前に投票できる制度です。

#### 不在者投票

入院中の人や老人ホームなどの施設に入所している人は、施設の管理者に申し出ると、施設内で不在者投票ができます（指定を受けた施設に限ります）。

身体に一定の障害があり、郵便等投票証明書を津島市選挙管理委員会に申請して取得した人は、郵便等により不在者投票ができます。投票日に市外に滞在している人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

## どのように投票したらよいの？

### 投票日前

投票所入場券  
が自宅に届きます

### 投票日

投票所入場券を  
持って投票所に行く

※場所・時間は入場券に書いてあります

### 投票の流れ

#### 1.本人確認

投票事務者が、選挙人名簿に載っている本人が確認します

#### 2.投票用紙を受け取る

投票記載所へ向かってください

#### 3.投票用紙に書く

投票する候補者・政党をよく確認して、投票用紙に記載してください

#### 4.投票箱へ

投票箱に投票用紙を入れてください

## 立候補する際の 年齢・住所要件



### 18歳になったら立候補できるの？

18歳では被選挙権がないので、議員や知事、市区町村長に立候補することはできません。立候補するには次の要件を満たす必要があります。

種類	年齢・住所要件	
衆議院議員選挙	満25歳以上	・日本国民であること ・住所要件なし
参議院議員選挙	満30歳以上	・日本国民であること ・住所要件なし
都道府県知事選挙	満30歳以上	・日本国民であること ・住所要件なし
都道府県議会議員選挙	満25歳以上	・日本国民であること ・その都道府県内市区町村に 引き続き3カ月以上住んでいること
市区町村長選挙	満25歳以上	・日本国民であること ・住所要件なし
市区町村議会議員選挙	満25歳以上	・日本国民であること ・その市区町村に引き続き3カ月 以上住んでいること

## インターネットを使った 選挙運動ができるよう になりました

18歳以上の有権者であればインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。例えば、選挙運動メッセージを掲示板やブログに書き込むこと、SNSで広めること、動画サイトに選挙運動の様子を投稿することなどが可能です。

また、候補者や政党等に限っては、電子メールを利用した選挙運動が可能です。

※公示・告示日の立候補届出より前に選挙活動を行うことは禁止されています。



## やってはいけない選挙違反行為！

**選挙違反について** 選挙期間中でも、次のような選挙運動を行うと違反になります。

### 戸別訪問

・候補者の知人・運動員が各戸をまわって投票をお願いすること（家の中に入らず、庭先や軒先に呼び出す行為も含む）

### 署名運動

・特定の候補者へ投票すること、投票しないことについて有権者から署名を集めること

### 文書の配布

・候補者の知人等が多数の人に手紙で投票を依頼すること  
・選挙運動のチラシ多数を街頭で手渡したり、各戸の郵便受けに入れたりすること  
・候補者の氏名や経歴等が記載されたピラを新聞に折り込むこと

### 文書掲示・回覧

・室内用として作成されたポスターを、多数の人が集まる会場等に貼ること  
・候補者の名前や政見を大書した看板を街頭にたてること  
・選挙用はがき、文書、ポスターを回覧板にして回覧すること

### 買収・供応

・運動員が、後援会結成の名目で有権者を自宅に招き、酒食をふるまい候補者が挨拶すること  
・大会の参加賞を候補者の名前入りで作成し配ること

### 飲食物の提供

・一般通行人を選挙事務所に誘い入れ、酒や食事をふるまうこと  
・酒やお茶など、飲食物を事務所へ贈ること

投票を忘れずに！



## 今後の身近な 選挙の予定

種類	任期が終わる日
衆議院議員	平成30年12月13日(木)
参議院議員	平成28年7月25日(月) 平成31年7月28日(日)
愛知県知事	平成31年2月14日(木)
愛知県議会議員	平成31年4月29日(月)
津島市長	平成30年4月26日(木)
津島市議会議員	平成31年4月30日(火)

※原則として、任期が終わる日までに選挙が行われます。